

太平天国と婦女解放

小野和子

はしがき

婦人の解放の度合いは、その社會における人民一般の解放の度合いをさし示す一つの指標である⁽¹⁾、といわれる。なぜなら、婦人にたいする差別と抑壓は、その社會における差別と抑壓のあり方とふかくかかわっているからであり、男と女の關係のあり方においてこそ、人間の人間にたいする關係が、もつともあからさまに語られているからである。

社會は今まで、女である、というそのことによつて差別と抑壓を強要してきたが、女自身もまた、外からする社會のその要請に沿うて自らを形成してきた。「女誠」を書いた班昭は、ほかならぬ班固の妹、才智ともにすぐれた一人の婦人であった。

「夫れ、班賊は身は女子たるに、竟に儒家の邪説に惑わされて、自ら同類を戕ない、以て女界の羞をのこす。男子の奴隸たり、女子の大賊たり」とは、今世紀初頭の女性アナキスト何震の彈劾するところである。だが女たちは、多かれ少なかれ、自らの「女誠」を内にもつて長い忍従の日々を耐えてきたのであった。

このような外なる社會のみならず、内なる自己の側からもする差別と抑壓、そのしがらみをつきやぶつて、婦人たちがどれだけ立上ったか、そして革命がどこまで婦人問題の核心にまで迫り得たか——この點にこそ、一つの革命の到達しえた深みが示されているともいえるであらう。

かつて自由と平等を旗じるしとしたフランス革命において、多くの婦人たちは革命運動に参加し、ブルジョワ的な自由と平等を手がかりとしつつ、はじめて婦人解放のための理論を構築しようとした。だが「女性は斷頭臺にのぼる権利をもつがゆえに、議政壇上にのぼる権利をもっているのだ！」と叫んで斷頭臺に消えたオランプ・ドゥ・グージュの劇的な最期が象徴するように、革命はやがて婦人たちを裏切った。^③「自由」と「平等」は、いらいながく性による差別を廢棄することはできなかった。フランスの婦人たちが、「民主主義」の唯一つのあかしともいべき參政權を手にしたのは、一九四四年のことである。イギリスにおいても、前世紀いらい、婦人參政權要求運動は敗北をつづけた。そして今世紀初頭、E・G・パンクハーストの組織する婦人社會政治同盟が、窓の打ちこわし、放火、牢獄におけるハンガーストライキ、という過激な闘争手段をもって登場するが、この運動を彈壓するために、猫鼠(キャット・アンド・マウス)法案が議會を通過する。^④婦人たちは猫にもてあそばされる鼠とされたのである。だがテムズ河畔のこの運動は、海をこえて辛亥革命時期の中國の婦人たちをも鼓舞しつづけたのであった。

中國の辛亥革命もまた、婦人たちを裏切ったという點では同罪であった。一九一二年三月、南京において成立した臨時約法は、中華民國人民は、一律平等であることを規定し、種族、階級、宗教によつては差別しないことを明記しながら、男女の性によつて差別しないことを明記しなかつた。このことに氣づいた婦人たちは、ただちに南京參議院におしかけて、窓をうちこわして抗議し、その明記を要求するが、革命派内部の意見が調整できないまま、やがて臨時約法そのものが、袁世凱によつてふみにじられていくのである。

だがそれと同時に、辛亥革命は、アジアではじめての共和國を建設した。二千年來の専制王朝は打倒され、異民族滿洲の支配のもとで再編強化された封建道德——三綱五常——は、その扇のかなめとなつていた君臣倫理を失なつて、解體の危機に直面した。そのことがもたらした空前の思想解放のなかで、婦人たちは、新民主主義時代の婦人解放へと參政權の枠をこえた運動を模索するのであるが、辛亥革命から五・四運動への展望については、いづれ別稿においてくわしく論ずるであらう。

さて中國における婦人解放運動は、市民社會における男女平等を要求するヨーロッパ近代の婦人運動の影響をうけつつも、同時に太平天国のごとき農民革命における婦人解放をその原點にもっている。

太平天国の女たちは、廣西の山奥から出てきて、軍事行動においても男たちにおとらぬはたらきをした。かつて「文明によって女らしくつくられる」ことの少なかった女たちは、「文明によって女らしくつくられた」江南の女たちをも組織し動員して巨大なる敵の権力「閻羅妖」に對決しようとした。それは労働によってきたえぬかれた農民の女たちのたくましさであった。主として中産階級の女たちによってになわれたヨーロッパ的市民的な女の近代と、「大脚の蠻婆」に纏足もせぬ野蠻な女たちによってになわれた、半植民地半封建中國における女の近代の出發——畢竟、「自由」でも「平等」でもなかった女にとつて、近代とは一體何であったのだろうか。本稿は、中國の農民戦争の最高峯であり、その規模と深さ、革命性と破壊性においてかつてその比をみない、とされる太平天国において、女は一體どこまで解放されたのか、そのことは人民一般の解放と、どのようにかかわっていたのか、要するに中國の女の歴史にとって太平天国とは一體何であったのかを、總體としてあらためて問いなおしてみること、それを目的として書かれたものである。

註

- (1) エンゲルス「空想から科學へ」
 - (2) 何震「女子復仇論」(天義三卷)
 - (3) 白井厚「女性解放の先驅者たち——フランス革命とメアリ・ウルス トンクラフト」(思想の科學一九七一年七月號)
 - (4) ハンナ・ギャブロン「妻は囚われているか——家庭に縛られた母たちの矛盾」(尾上孝子譯 岩波書店 一九七〇)
 - (5) 「時報」一九二二年三月二十三日
- 太平天国の婦人問題について比較的くわしく研究したものと
しては、禹一寧「太平天國的婚姻制度」(光明日報一九五五年二
月三日) 張一純「太平天国革命時期的婦女」(歷史教學一九
五五年四期) 羅爾綱「太平天國的婦女」(太平天國史事考
一九五五) 簡又文「女位考」(太平天國典制通考) 一五篇一九
五七) がある。邦文のものとしては戦後まもなく書かれた波多
野善大氏「太平天國の女性」「續太平天國の女性」(學海 四
の二 學藝 三三三) があるだけである。

(一)

周知のように、太平天国の指導者洪秀全は、科擧落第の失意のなかで、かつて廣州で手に入れた「勸世良言」に自己流の幻想を加え、獨得なる宗教の體系を確立した。そして一八四三年には、拜上帝會なる宗教結社をつくり、布教活動にのり出したのである。

拜上帝會は、唯一絶對の創造神として上帝エホバを排他的に崇拜すべきことを規定するとともに、それが實現すべき未來社會として「禮記」禮運篇の大同社會を構想していた。洪秀全の「原道醒世訓」はつぎのようである、

「天下あまたの男人は、ことごとく兄弟の輩、天下あまたの女子は、ことごとく姉妹の群なり。何ぞ此れ疆いし彼れ界するの私を存するを得んや。何ぞ爾呑み我併するの念を起すべけんや。是の故に孔丘は曰く、大道の行なわれしときは、天下を公となす。賢と能を選び、信を講じ睦を修む。故に人は獨りその親を親とせず、獨りその子を子とせず、老は終うる所あり、壯は用いる所あり、幼は長ずる所あり、鰥寡孤獨廢疾者は、皆、養なう所あらしむ。男は分あり、女は歸ぐところあり。貨はその地に棄てらるるを惡む。必らずしも己れに藏せず。力はその身より出ださざるを惡む。必らずしも己れのためにせず。故に奸邪は、謀、閉じて興らず、盜竊亂賊にして作らず。故に外戸にして閉じず、是を大同と謂う。」

(中國近代史資料叢刊「太平天国」I 以下「資料」と略稱 九二ページ)

このように、かれは儒教の大同思想に依據しつつ、やがて天朝田畝制度において明確にされる「田あれば共に耕し、飯あれば共に食ひ、衣あれば共に穿、錢あれば共に使う」農業共產主義の世界を構想して、それを上帝エホバの眞道とした。そのような大同世界の到來をはばむ、現實世界のもろもろの不條理・不平等はすべて閻羅妖のなせるわざであった。かれ自身はその驅逐を使命として、上帝エホバ、天兄キリストが地上に使わしたところの天弟にほかならぬ、として、熱狂的な宣傳活動をは

じめたのである。かれらはまず村々の孔子廟における孔子の位牌を打ちこわした。そのほか、玉皇大帝、如來佛、太上老君、閻羅王など、今まで人びとの頭上に君臨し、人びとの精神と生活を支配してきたあらゆる傳統的な神々の偶像を打ちこわした。それは閻羅妖のなせるがままに、この世のさまざま不條理と不平等をゆるしてきたところの傳統的な神々にたいする挑戦であり、それにかわる新たな神權の樹立であつた。

新たな神、唯一絶對の創造神エホバのもとにおいて拜上帝會に加わつた男と女は、ともどもにわれらが兄弟姉妹である。

そこでは、「疆界の私」^①差別のエゴイズム、「吞併の念」^②支配の意識はもはや存在を許されない。閻羅妖を驅逐し、神の國^③大同世界を來らすべき使命を帯びたもの、として、男と女は、それぞれにその信仰を深め、閻羅妖とのたたかひに加わつていかなければならない。このような一種宗教的な平等主義が、初期の太平天国における婦人たちのあり方を規定した思想的基盤であつた。

そもそも太平天国の中心となつたのは、洪秀全をはじめ、その多くが客家^④移住民であつて、客家と土著とのあいだには、いわれなき差別が横行してゐた。ヨソモノである客家は、生産力の低い山間僻地を耕作してようやく日々をすごし得た。財産として何ひとつないこのような家庭にあつては、男の女にたいする支配を主張すべき動機は存在せず、女が男に寄生すべき條件も存在しない。客家の女たちは「文明によつて女につくられた」その象徴ともいふべき纏足をすることもなく、男たちともども、時には出かせぎに出た男たちにかわつて、重労働をも擔當してゐた。「力、能く重きを任い、二百斤に勝うべし」^⑤と驚嘆されたかの女たちの戰鬥力は、郷里廣西における、このような日常的農業労働のなかで培われたものである。

この労働における對等性を基礎に、かれらのあいだの男女關係は、きわめて自然かつ自由であつた。男が愛をもとめて歌い、女がそれにこたえて歌う山歌^⑥問答形式の民間歌謡は、客家のみならず、この地方の少數民族のあいだにとりわけ發達してゐた、といわれるが、このような事實は、この地の男女がともどももつていた性愛の自由を表現するものである。それはしばしば淫蕩と評せられるが、そこには經濟的依存ゆえに生ずる性の販賣は存在しなかつたか、あるいはきわめて少なかつたであ

ろう。およそ妾に賣られることがなかったという客家女の自尊心は、こうした事實を反映するものである。

さて洪秀全らは、すべての人びとが太平の天日を仰ぎみることができぬ國——太平天国の樹立をめざして、一八五一年一月一日（道光三〇年十二月一〇日）、廣西の金田において蹶起する。上帝エホバを信仰する、といわんよりも、エホバの眞道である大同社會——太平天国を希求する人びとは、あるかなきかの田畑をも賣拂い、家を擧げてこれに参加した。かれらの多くは、貧農もしくは雇農であったが、かれらがこのように家を擧げて太平天国に参加したについては、「その宗族を戮せられるを恐るるが故」であった、といい、「家を拏きつれて同行せしめ以て之に繫戀せしむる」ためであった、といい、あるいはまた「衆を以て寡に勝たん」がためであった、という。つまり謀叛人の家族としての殺戮を恐れたがためであり、愛する妻子と運命をともにせんがためであり、女をもふくめて戦力を強化せんがためであったという。男女營と稱せられる、太平天国獨特の一種の共産的軍事組織が設立せられたのは、このように男女を擧げて太平天国に加わった民衆を收容する必要にせまられたことでもあった。

「金田の團營が起義したとき、各地からたくさんの上帝軍がやって來ました。軍中には男兵・女兵がいて、男・女營が分けて設けられました。女營は金田右方の山にちかい平山、淋竇、甘皇、陳義の四村に設けられ、女頭目がその監督に當りました。男營は、金田、大澗、大河橋、鷄母潭一帶の村庄に設けられました。」（桂平縣紫荆公社曾家寧・曾双勝・金田公社貴耀南述、「太平天国革命在廣西調查資料匯編」二〇二ページ）

「金田起義の時、博白から來た拜上帝會の人が多く、大ていは家中でやって來ました。男と女は、別別に住みました。男は男營に行つて住み、女は女營に行つて住み、子どもは母親と一しよに住みました。一家は七日に一度顔を合わせるだけで、なんでも話せるのはこの時だけでした。」（蒙山縣東平公社王耀倫等述、同上書二〇三ページ）

これは、太平天国起義の地に傳えられた人びとの追憶である。

このように、太平天国は、すでに金田起義當初において、夫婦を單位とする家を解體し、男女を完全に分離して組織すると

いう男・女營制度を確立していた。かれらが、このように一見不自然とも思われる組織方法をとったのは、のちにのべるように、姦淫こそ最大の邪惡とする、徹底した禁慾主義に出るものであり、太平天国の實現をはばむ巨大な敵^⑧閻羅妖にたいして、かれらのもてるエネルギーのすべてを結集せんがためであった。

のちの戦闘における女兵たちの活躍が示すように、農業労働によつてきたえられた廣西の女たちは、革命の一兵卒として戦力たりうる條件を十分にそなえていたが、このような情況は、太平天国に先じて廣西に慢性化していた農民反亂においてすでにみられたのではないかと想像される。

たとえば、太平天国の威風堂々たる女將であつた蘇三娘^⑨。かの女は、原籍は廣東の靈山であつたが、夫とともに桂林地方に來て百姓をやつていた。だが夫が奸賊に殺されたことから、かの女は壯丁數百人をしたがえ、山野を疾驅して、ついに復仇の志を果した。いごその黨は數千、十餘年にわたつて「強きを鋤き弱きを扶け、富めるを劫い貧しきを濟う」、仁俠の人としてその聲威は桂林地方にあまねくきこえた、という。太平軍が起義してのち、かの女は二千の兵を率いて太平天国に投じた。

蘇三娘行

城頭鼓角聲琅琅　城頭の鼓角　聲琅琅たり
牙卒林立旌旗張　牙卒林立し　旌旗張なり
東家西家走且僵　東家西家　走げ且つ僵る
路人爭看蘇三娘　路人は争つて看る　蘇三娘

靈山女兒好身手　靈山の女兒は好き身手^{うでまゑ}
十載賊中稱健婦　十載　賊中に健婦と稱せられる
猩紅當衆受官□　猩紅　衆に當つて官□を受く

縞素爲夫斷仇首

縞素もふくきて夫の爲めに仇首を斷つ

兩臂曾經百戰餘

兩臂は曾つて經たり百戰の餘

一槍不落千人後

一槍ゆき落れず千人のしりえ後に

名聞軍府盡招邀

名は軍府に聞え盡く招邀さる

馳馬呼曹意氣豪

馬を馳せ曹ともがらを呼び意氣豪さかんなり

五百健兒聽驅遣

五百の健兒驅遣を聽ゆす

萬千狐鼠紛藏逃

萬千の狐鼠紛として藏れ逃る

歸來洗刀忽漫罵

歸り來れば刀を洗い忽ち漫罵し

愧彼尸位高官高

彼の位を尸むなししゆうせる高たか官の高きを愧はずかしむ

(以下略。龍啓瑞・沅月山房詩鈔「中國歷代農民問題文學資料」三六八ページ)

これは、かの女が太平天国に参加してのちの活躍をうたったものである。このようにかの女は夫へのひたむきな愛情ゆえに、復仇を志し、宿願を果してのちは貧困にあえぐ農民の味方として反亂を組織していった。そして男たちをも恥じ入らしめるほどに堂々たる戦いをいどんだのである。このようなかの女の生き方のなかに、廣西の女たちももっていた野性的な情熱と底しれぬエネルギーをみてとることができるであろう。

かの女が太平天国に参加したころ、「女領袖」邱二嫂じゅうにせうもまた二千の兵をひきいて太平天国に投じた。このように太平天国の起義當時、何千という手勢を率いて太平天国に投じた女の軍事指導者があったことは、その背後に個別的に農民反亂に加わっていた女兵がすでにあったことを想像させる。女營というがごとき、女だけの軍事組織は、太平天国に獨特なるものであったが、女兵そのものは、當時の農民反亂においてすでに存在したのであろう。

さて金田村を出發した太平軍は、同年九月永安に進駐する。かれらはここに約半年間駐屯した。そして天曆を頒布し、諸王を封じ、聖庫の制度——妖を殺して得た金銀財寶を共有財産とする制度をも實施して、農民政權としての體制をはじめて確立するのである。

かれらはまた、ここでのちにのべる天條第七條の姦淫の禁をいっそう強化した。壬子（一八五二）正月二十七日の詔令はつぎのようにのべている。

「……務めて宜しく、時時、軍中第七天條を犯す者ありや否やを嚴査すべし。もし第七天條を犯す者ありて一たび查出するを經れば、立即に嚴拿して斬首して衆に示し、決して寛赦することなかれ。」（天命詔旨書「資料」一六八ページ）
このような夫婦の同居すらも認めぬ嚴重な男・女營制度は、妖魔がまだ驅逐せられていないからであつて、洪秀全は「金陵に至り天堂に登れば夫婦團聚を許さん」と約束していたといふ。

太平天国の永安占領は、まさに「省垣を震動させた」清朝側にとつての重大事であつた。このために太平天国は、官軍による嚴重な封鎖に遭遇する。そして六ヶ月にわたる反封鎖作戦を経て、一八五二年四月、官軍の包圍を突破し、北伐を開始するのであるが、これに先立つて洪秀全は全軍の男將女將に「男將女將はことごとく刀を持ち、……心を同せ放膽に、ともに妖を殺せ」と訴えた。⁽¹²⁾この時、包圍網を突破した「男賊」はわずかに二千餘人、「女賊」は三千人弱⁽¹³⁾、女たちは、男裝をして作戦に加わり、「男賊」とみまがうほどのはたらきをしたといふ。

六月、太平軍は湖南に入った。そして「奉天討胡の檄」を發表し、中國の人民を愚弄してきた滿洲王朝のわずかの罪惡をあらいだして、人びとの民族的階級的意識をかきたてた。湖南はかねてから天地會の活動がさかんだった地方である。太平軍はここで雪だるまのようにふくれあがり、有利な軍事情勢を展開しながら武昌へと進軍する。

「初め、賊の武昌に入るや、粵の東西の匪、二萬餘、湖廣の匪、四萬餘、粵西の女賊萬餘。女賊は尤も矯健なり。能く超林亭（？）を拔距し善戦せり。賊の勁旅、恃みて以て恐るる者なし。大敵に遇いてしかる後、之を出だす」（佚名・武昌兵變紀

略「資料」IV五七二ページ

これは、武昌陥落のさいの女たちの活躍を伝えるものである。ここでは「粵西の女賊萬餘」とのみ書かれているが、湖廣において多くの信賴すべき女同志たちを得たことは、のちに南京の女營がその監督として湖廣の婦女をおいたことによつても知られる。

このように、太平軍は、女軍を大きな戦力としながら、各地を轉戦し、一八五三年三月一九日(咸豐三年二月一〇日)ついにかれらが小天堂とめざした南京を陥落させた。そしてここに都をおいて天京と名づけ、さまざまな施策をこころみるとともに、全國からの妖魔の驅逐をめざして各地に太平軍を派遣するのである。それは太平天国革命が新しい段階に入ったことをいみした。さて、金田村を出發してிரらい、南京にいたる二年餘のこの長い道程のなかで、廣西の女たちが發揮したためざましい戰鬥力は、女を纏足するもの、ときめてきた男たちにとって、およそ想像を絶するものであつたにちがいない。「賊情彙纂」の著者張德堅はいう、

「賊、もと女軍あり、みな僞王の親屬、猪僮の醜類にして洞穴に生長す。足を赤し頭を裹み、巖谷に攀援す。勇健なること男子にまさる。陣に臨めば、皆械を持ち仗を接え、官軍もあるいはその颯を受く。擄えし所の女は、皆、軍法を以て部署せしめ、總制の諸官を置きてこれを統ぶ。」(賊情彙纂三「資料」III一—二ページ)

かの女たちは、裙をつけず、褲を愛用していた。それがもつとも活動的であつたためであろう。はだしの大足と頭をたばねた紅布と、裙ならぬ褲子と。それはおよそ異様ないでたちであつて、洞穴に住いする「猪僮の醜類」、つまりはおよそ漢民族とは比べようのない劣等種族——サルと人間の間くらいに考えられたのであろう。だが、そのかの女たちなればこそ「勇健なること男にまさる」ほどに武器をとつたたつたのである。そればかりではなかつた。かの女たちは、革命の戰略についても、自らの意見を堂々と開陳し、それが受け入れられないばあいには、單獨行動に出ることさえあつた。

「女賊卅三娘は兇悍絶倫なり。女兵千餘は俱に廣西の大脚婆なり。すべて黒旗を用い、殺戮もつとも慘なり。洪逆に向い

て計を獻じ、襄樊より一路直ちに河南を取り、進んで中原の心腹に據らんとす。楊秀清は、江浙の財賦の區を覬覦して長江より逕ちに江寧（南京）を取りて巢穴となさんと欲す。爭論絶えず。秀清、遂に天父降凡に託してそれをして直ちに江南を犯さしむ。十三娘はその言、用いられざるにより女兵を率領して自ら廣西に回る。終る所を知らず。」（汪堃・盾鼻隨聞

錄二「資料」IV三六七ページ）

そもそも、建都問題は、太平天国の戦略をめぐる重大な争點であつた。革命の有利な情勢を利用して北伐をつづけ、ただちに北京を衝いて革命の全國的な勝利をめざすか、あるいはまた革命の現在の成果を基礎に南京に建都するか。太平天国は後者の道をとることによって戦略において決定的な誤りを犯した、とするのが、大方の結論である。女軍の指導者十三娘は、この戦略上の問題をめぐってただちに中原に進出すべしとする明確な見通しをもち、東王楊秀清と「爭論、絶えざる」ほどに自らの意見を主張したのである。この十三娘は、あるいは蘇三娘が誤り傳えられたのではないかと稱せられているが、いづれにせよ、千餘の女兵たちが廣西にかえつたとすれば、女軍内部の思想的統一はかなり強固なものがあつたことが想像される。

このほか、女たちは、スパイ活動において、あるいはまた後方の防衛工作において、なみなみならぬ能力を發揮した。男たちが、城外に戦闘にでたあと、城をまもるのはほとんど女たちのしごとであつた。⁽¹⁶⁾

このような女たちの活躍にたいして、清朝側は、女であるがゆえにということ、かの女たちを容赦することができなかつた。南京が陥落してのち、南京事情を偵察して江南大營の向榮に報告をおくつた張繼庚は、その向榮あての書簡のなかで、「城を破りて後、廣西の婦女は、宜しく盡く誅戮すべし。斷じて姑息もて之を許すべからず。その人、皆、勇悍にして、曾て牌刀手を妝うて城を出て拒戦せしが以なり。且つは亦た八旗營婦女の爲に仇を報ずべし。之を留むれば、徒らに患をのこすなり」⁽¹⁷⁾（張繼庚遺稿「資料」IV七六八ページ）

とのべて、あらかじめ警告を發している。牌刀手とは、「軀幹壯偉」なる男子にしてはじめて任命される王侯などの親衛隊である。⁽¹⁸⁾ 牌刀手たりうるほどの、かの女たちの勇敢さと、階級敵にたいするときはげしい憎惡とは、支配階級の男たちをも戦

慄せしめたのであろう。事實、向榮のひきいる江南大營は、女軍をふくめた太平軍にしばしば翻弄されたのであった。⁽¹⁹⁾

註

- (1) 客家は、廣東、廣西、湖南、福建などに住む移民で、土著民から客家または來人と稱せられていた。一般に生活が苦しく佃農として存在することが多かったが、科擧に應試しうるような地主層をもふくめてさまざまな差別を集團として受けていた。小島晋治氏「太平天國革命」(岩波講座「世界歴史」21近代8) 参照
- (2) 波多野善大氏・前掲論文参照
- (3) 陳微言「武昌紀事」資料 IV 五九四ページ
- (4) 波多野善大氏・前掲論文
- (5) 張德堅「賊情彙纂」一一「資料」III 二九〇ページ
- (6) 佚名「平賊紀略」下「太平天國資料叢編簡輯」以下「簡輯」と略稱 一 三二六ページ
- (7) 賊情彙纂一二「資料」III 三三三ページ
- (8) 一九四一—一九六ページ参照
- (9) 簡又文・前掲書 一二七三ページ
- (10) 邱二嫂は太平天國に投じたが、のち太平軍と意見があわず太平天國をはなれ、廣西の貴縣の團練に殺されたという。
- (11) 杜文瀾「平定粵匪紀略」附記三
- (12) 天命詔旨書「資料」I 六八ページ
- (13) 謝介鶴「金陵癸甲紀事略」附「資料」IV 六六六ページ
- (14) 「其の外に在りて女館を統帶する者は、僞軍帥に至りて止む。餘は百長たり。館長は俱に黃巾を用いて頭を繫ね、上に僞銜を寫く。軍帥以上は皆大脚の蠻婆。百長は湖北最も多し」(金陵癸甲紀事略「資料」IV 六五七ページ) 「其の顯秩は悉く廣西の婦女に授く。次いで湖南、湖北なり」(賊情彙纂三「資料」III 一一一ページ) 「又た男女を分ち二館となす……廣西、湖南の男女の賊首を以て之を統ぶ」(張繼庚遺稿「資料」IV 七六〇ページ) 「城中男女を分ちて二館となし……粵西湖南の男女の賊首を以て之を統ぶ」(胡恩燮・患難一家言「簡輯」二 三三八ページ)
- (15) 簡又文・前掲書二二一三三ページ
- (16) たとえば、一八五三年から一八五六年までの間に鎮江は江南大營の包圍を受けるが、この間「鎮江、賊のために城を守るは大半婦女なり」(鄧在衡「問桃花館詩」羅爾綱前掲書所引) といひ、南京についても「嗣いで賊、師を悉くして出づ。城中、空虛なり。又た(婦女)をして陣に登り守夜せしむ」(患難一家言「簡輯」二 三三八ページ) という。
- (17) 賊情彙纂一一「資料」III 三〇〇ページ) によれば「賊」は「擄掠した者について「何の技能あるやを詢り、もし能く字を寫せば則ち先生に充て、驅幹壯偉なれば則ち牌刀手に派充す……」という。
- (18) 羅爾綱・前掲書 三二一ページ
- (19) 一八六〇年、太平軍が江南大營を攻撃したとき馬鞍山に集結した部隊のうち二部隊は女軍であったが、この時の攻撃によって官軍の營壘五十餘が壊滅したという。(粵匪紀略「簡輯」一 五三三ページ)

(二)

さて、このようなエネルギーを女たちからひきだすことのできた、太平天国の女軍の組織形態はどのようなものであったろうか。すでに金田起義の當初において、男營と女營という組織が設けられ、男・女が分離して收容されたことはのべたとおりであるが、女營は二十五人を單位として組織されるのが普通であった。

一周知のように、一八五三年、天京(南京)に都したのち頒布せられた「天朝田畝制度」は、二十五家を單位とする、政治的・經濟的・軍事的社會組織として一種の共產的な共同體を構想しているのであるが、女軍の組織もまた、軍事體制下における女だけの組織という特殊性はありながらも、やはりおなじような共同體としての機能を果したのである。「賊情彙纂」によれば、女軍の組織はつぎのようになっていた。

「女總制は前より中八に至る、共に四十軍、軍ごとに各一人。女監軍、之の如し。女軍帥は女卒長を統べ、卒長は四兩司馬を領す。一兩司馬は二十五人を管し、一軍帥は二十五卒長を管し、共に女兵を管すること二千五百人。女軍帥四十人は、卒長一千人、兩司馬四千人、女兵十萬人を管す」(賊情彙纂三「資料」Ⅲ 一一〇ページ)

つまり兩司馬に統率された二十五人を基礎單位に、女卒長、女軍帥、女監軍がその上級官として指揮に當るわけで、このような組織形態は、師帥、旅帥がない點をのぞけば、「天朝田畝制度」のそれにほぼ準ずるものである。しかし二十五人の共同體を基礎單位としていたことは動かせない事實であるにせよ、その上級機關がこれほどまでに指揮系統の明確な、整然たる組織形態をとっていたかどうかは、やや疑問に思われる。

女營は、のちに女館とも稱せられ、また姉妹館とも稱せられたが、このように營にかわって館が用いられたのは、太平天国の武昌進軍らしいことである。大脚の廣西の婦人のみでなく、一般婦女子をも強制收容することが多くなり、組織の軍事第

一という性格が、ややうすれたためであろうか。しかし、この組織をつうじて労働と分配を行なうという體制はその後もつづいたのである。

女館は蘇州・鎮江・紹興などでも行なわれたが、それらはごく一時期的のものであって、女館がもつとも大規模かつ長期にわたって行なわれた南京のばあいについてのべておこう。

南京の女館は、當初、南京の貢院に設けられた⁽²⁾というが、一般の家屋も利用された。このばあい女館は西華門一帶などの特定地域⁽³⁾に密集しておかれたようである。江寧の陳作霖の「可園備忘録」は、道光二年いらいのかれの記録であるが、當時十七歳の少年であったかれは、おそらく危急の際を豫想して設けられたであろう複壁のなかで、女館の光景を目撃している。以下關係部分を摘録しよう。

「二月十四日 宅を合^あげて自焚せんと欲す。家君は、祖母年高きを以てこの慘劫に罹らしむるに忍びず。之を奉じて後門より出でて暫らく鄰樓に居らしむ。……始めて黃帽の賊、一人を見る。俄かにして家君至り、子を挈^{たづ}えて複室に歸らしむ。蓋し、議論未だ定まらず火を擧ぐる^{こと}能わざるのみ。三更の時、舊僕の外より來るありて云う。賊は但だ擄掠するのみにして姦淫せず、女館を見れば敢えて入らず、と。是に於て死を覓^{もと}むるの念、遂に息む。

十五日 午后、賊四人の至れるあり。女眷あるを見て即^たちに去る。俄かにして又た一賊官の至れるあり。紙を求めて女館と寫^かき、門首に貼り、男子をして出でて前鄰馬氏の宅に居らしめて男館となす。予は則ち仍お複室に匿るなり。(賊、幼童を掠す。予、身、癯弱なれば擄^かう所となるを恐るるによるのみ)。

二十日 出でて前宅に居る。午后、忽ちにして女館の必らず太平街に移さんことを傳う。女賊の運米、挑磚、差徭を管轄するもの、甚だ衆^{おほ}し。隨意、散處すること能わず……

二十一日 女館の以て散處すべきを聞く。衆心、稍や寛ろく。

三月初七日 吉人從叔、家中女館に改められるにより、身を潛むるに處なし。複室に來り暫らく避く。

十一日 城、陥ちてより今に至る。已に月を^め市^る。城中の人、鋒鏑に死せる者、十の三、脅やかされて卒伍に歸せる者十の五、その役使に供せらるる者十の七なり。而して予の家、外は女館たり、内に複室あり、老稚數十口を容る。衣食、支うること三兩月、賊、紛至沓來すと雖も、均しく未だ窺破せず。……」〔簡輯〕二 三六ページ〕

ここに引用した最初の舊曆二月十四日は、南京が陥落して三日目、この日から太平天国は女館を設置し、男女の分離を行なっている。なお、著者は復壁のなかで、しきりに魏源の『聖武記』をよんだが、すこぶる退屈であったことをもしるしている。

さてこのような形で女館に收容せられた婦女の数は、資料によつて諸説あるが、「金陵癸甲紀事略」は三年夏の數として「廣東、西、約二千五百人、湖南約四百人、湖北約二萬五千人、安慶約三千人、鎮揚、約萬人、金陵約十萬人」という。このうち、もつとも顯官を得たのは、廣西いらいの老姉妹たちであり、ついでは湖南、湖北の姉妹であつて、かの女たちが「女百長」として主に女館の監督に當つたのである。女館に收容せられた婦女は、女館を單位として規定の分配をうけたが、この分配をめぐつて廣西の女館のみは飯を食ひ、湖南、湖北の女館は粥を食うという差別があつた、という中傷があるのは、出身地域によつて女館を組織していたからであらうか。

さて、婦女を女館に收容するに當つてもつとも抵抗がつよく、自殺者が多く出たのは、いうまでもなく士大夫の家の女であつた。太平天国は「婦女は官紳の装束にあらざれば毎に殺さざること多し」といわれたが、權力の行使者としての官僚にたいする敵意ゆえに、官紳の家の婦女はしばしば殺害の對象とされた。また官紳の家ほど、儒教的倫理による自己規制がつよく、自ら命を絶つことが多かったためでもあらう。このような情況を反映し官紳の家の婦女ほど死をいそいだ。

「至つて憐れむべきは閨閣の子女に過ぐるはなし。……その死に及ぶや却て數等あり。上等の烈婦閨秀は、(女)館に入るを待たずして先に即ち自殺す。その次なるは或いは勉強せられて館に入り、事のなすべからざるを知りて間に乘じて死に就く。又たその次なるは則ち辱しめをしのんで偷生し、折磨に耐えず、粗糲を服せざるに因り挫折して斃る。至つて下なるは苟めに一息を延ばし、甘んじて役使をなし、甘んじて捶楚を受く。甚だしきは鹽を背おう美婦、烈日中を行き、瀦汗

交々流れ、肩背、皮なく、紅衫を著するが如き者あるに至る。」(賊情彙纂二二「資料」Ⅲ 三二四ページ)

官紳の家の女たちは、かの女らがどこまで名教イデオロギーの要請する「烈女」であろうとしたのか、どこまで女館における重労働と粗食に耐ええたのかによって、それぞれに生死を分ったのである。

さてこのようにして、富めるも貧しきもひとしなみに女館に收容された女たちは、まず強制的に纏足を解き放たれた。いうまでもなく纏足は、五代いらい、何世紀にもわたって中國の婦人たちを束縛しつづけた風俗であった。足をかたくしぼったその布は、女たちの身體の自由ではなく魂の自由をもうばった。それは、男の玩具となることを強要せられた、女の地位のかなしい象徴であった。

清朝のごく初期、自ら纏足の習慣をもたなかった滿洲は、婦女の纏足を禁ずる上論を出したが、結局は八旗の婦女もまたその習慣に染まってしまった。纏足は、社會の差別構造とふかくかかわりあっていたわけで、それを温存したまま纏足だけを禁止することは所詮不可能だったのである。

この纏足を、太平天国は禁止した。これにはもちろん清朝權力との對決において南京防衛に全力を投入しなければならぬ太平天国が、婦女の労働を組織する必要にせまられたからでもあるが、廣西の山野に「大脚」のまま生活し戦闘してきた女たちにとって、労働と天足||自然の足とは、あらためて問うまでもない人間の自然であった。しかも「大脚の蠻婆」として一樣に奇異の眼でみられた文明の世界にとびこんできて、その悪習に染まることなく、なお人間の自然を對置し、實力でもって纏足の布を解き放ったのである。このことをいっそう容易にしたのが、女營||女館の制度であろう。家を、あるいは男を媒介としてでなければこそ、女たちはその強制力を意識することなく幼い日からかの女たちを幾重にもしぼりつけてきた纏足を解くことができたであろうし、またそのことのいみもいっそう大きかったはずである。女たちはこの時はじめて自らの足で大地に立ったのだといえよう。

しかしそうではあっても、足をしぼることを以て文明としてきた女たちの意識の變革は容易ならぬことであった。放脚令が

出されてのち、夜になると女百長の姉妹たちが、一人一人足を點検してまわった。そしてまだ布を解いていないばあいには、枷號による拷問もしばしば行なわれた⁽⁹⁾という。輕ければ責打、重ければ足を斬るといふ重刑を課せられた⁽¹⁰⁾、といふ傳聞さえある。

このようにして纏足から解放された女たちは、さまざまな勞働に参加した。

まず女紅にたくみなる者をもつて一般の女館とは別に繡錦營を組織し、いわば國營の手工業工場において、縫製・刺繡などの勞働に従事させた。その數は約八千人、五十人ごとに一繡錦監軍をおいて、指揮系統の異なる別個の組織としている。⁽¹¹⁾

ついでに南京防衛のための勞働である。以下「金陵癸甲新樂府」〔資料〕IVによりつつ、列舉してみよう。ただし筆者馬壽齡は、太平天国に敵對した人物である。われわれはその點を考慮しつつ、その行間から太平天国の女たちの勞働とそこに生きた女たちの思いをよみとるほかはないであろう。

削竹籤

竹籤ちくせんを削る

南北山深多竹子

南北 山深うして竹子多し

女館往還三十里

女館より往還すること三十里

鈍刀斫斷兩人扛

鈍刀もて斫斷し兩人にて扛かつぐ

舉步蹣跚類有泚

歩を舉げ蹣跚よろめき類ひたいに泚あせあり

歸來乞人鋸成段

歸り來れば人に乞いて鋸のこぎりて段を成す

五夜篝燈忙十指

五夜 篝燈かがりびして十指忙し

侵晨各送八十斤

晨を侵して各々送ること八十斤

插地森森密如齒

地に插して森森 密なること齒の如し

上擁塵沙下泥滓

上は塵沙を擁し下は泥滓

雨淋日炙脆無比 雨に淋れ日に炙かれて脆きこと比なし

竹籤はしばしば竹籤とも書かれる。竹鎗のようなものである。女たちは毎朝、女館から往復三十里の山に竹をきりに出かける。纏足を解いたばかりの婦女にとって、竹をかついで歩くこの道程はけつして容易ならぬものがあつたであろう。かの女たちは女館にかえつてのち深夜まで竹の先を鋭く削る作業に従事した。これは、敵の攻撃を困難にするために、濠のなか、あるいは平地にも林立させる、防禦のための手段であつた。また十字形にゆわえた竹籤を外側にはりめぐらせ、砲彈がこれに當つて落ちるといふ「柔もつて剛を制する」防備も行なわれたといふ。⁽¹²⁾

搓麻繩

麻繩を搓う

予以若干麻

予うるに若干の麻を以てし

責以若干繩

責むるに若干の繩を以てす

繩繩相續細於髮

繩繩 相續きて髮より細し

手掌生跼指血凝

手の掌には跼を生じ指には血凝る

私問何爲促工作

私に問う 何爲れぞ工作を促すやと

城外急需絆馬索

城外急ぎ需む 馬を絆ぐの索

舊繩已朽換新繩

舊繩 已に朽ちて新繩に換う

半年以來無馬脚

半年以來 馬脚なし

麻を支給して繩ないのノルマが課せられたのである。馬の絆につかうという。太平天國は初期には騎馬訓練を行なつたが、馬がその戦闘において果してどれだけの役割を演じていたかはあきらかでない。あるいは運送用などに用いられたのだろうか。また、軍指揮官は當然用いたであろうし、馬に跨ったさつそうたる女將たちの姿は、しばしば人びとの目をそばだたしめた。馬脚とは、當時、清朝の官吏が馬蹄袖の服を身につけていたため、清兵を蔑んで馬脚と稱したといふが、あきらかでない。⁽¹³⁾

盤糧

糧を盤しべる

巍巍者倉

巍巍たる者は倉なり

栗栗者糧

栗栗たる者は糧なり

城外擄掠城裏藏

城外より擄掠して城裏に藏う

波及女子同奔忙

女子に波及して同ともに奔忙せしむ

朝出星有芒

朝に出づれば 星 芒あり

暮歸日無光

暮に歸れば 日 光りなし

昨夜作餅盛一囊

昨夜 餅を作りて一囊に盛り

今日卓午充飢腸

今日 卓午 飢腸を充たす

稻堆不用升斗量

稻堆は升斗を用いて量らず

以手爬稻指甲傷

手を以て稻を爬つかみ指甲傷つく

跋前蹙後仆且僵

前に跋つまつき後に蹙よろめたれ且つ僵ふす

背若生刺頭堆糠

背には刺を生ずるが若く頭は糠ぬかを堆つむ

何人醉飽栖洞房

何人ひとか醉飽して洞房に栖む

蘧蘧夢醒炊黃粱

蘧蘧 夢醒むれば黃粱を炊ぐ

太平天国は、庶民からの掠奪は禁じたが、金持の家こそはかれらの財庫であった。「吾は富室を以て庫とし、天下積穀の家をもって倉となす。⁽¹⁴⁾ 隨處、以て取給すべし」と公言していた。これらの没收品は、すべて聖庫と稱せられる太平天国の倉庫に收められ、個人の私有は一切認められなかった。⁽¹⁵⁾ 人びとはこの聖庫から規定に應じて食糧の分配をうけたのである。この分配は、階級・男女・年齢によってそれぞれ差があったが、男館・女館の二十五人を單位として禮拜日ごとに米その他の分配が

行なわれた。盤糧は、婦人を動員してこの聖庫の管理に當たらせたのであろう。なお「天朝田畝制度」は、二十五家を單位としてこの聖庫をおき、財産の共有を構想している。このような財産の共有と聖庫からの衣食の供給こそ、かれらの夢みた大同社會の經濟的基盤となるべきものであった。

擡甌

甌を擡ぐ

甌在皇城根

甌 皇城の根にあれば

擡至東轅門

擡ぎて東轅門に至る

甌在南城廂

甌 南城の廂にあれば

擡至黃泥岡

擡ぎて黃泥岡に至る

數回已逼天昏黃

數回 已に逼る天の昏黃るに

百長叱咤人踉蹌

百長叱咤して人は踉蹌めく

取盈偶然竊道左

盈を取らんとして 偶然 道左に竊めば

冷水澆背帶枷鎖

冷水 背に澆ぎ枷鎖を帶めらる

夏日鬱鬱雨如瀉

夏日鬱鬱として雨瀉ぐが如ければ

破衫裹頭泥及髀

破衫 頭を裹み 泥 髀に及ぶ

冬日烈烈雪如掌

冬日烈烈として 雪 掌の如ければ

脛沒履穿手落杖

脛は履穿を沒し 手は杖を落す

女人私向匠人問

女人 私かに匠人に向いて問う

土木經營何日竟

土木經營 何れの日にか竟ると

匠人微笑姑應之

匠人微笑して姑らく之に應ず

日復一日無了期 日復た一日 了るの期なし

東京の土木事業における婦人たちである。甃はしばしば磚ともかかっているが、要するに煉瓦である。土墻を築き、營壘を強固ならしめるために用いられた。竹をならべてその骨幹とし、民家の甃をはこんできて礎石とした土墻は、きわめて堅固なものであつて、少々の雨にもびくともしなかつた。⁽¹⁶⁾この甃の運搬が婦人たちのしごととされたのである。女館より西華門まで三里、總督衙門までさらに五里、一人の女について磚十をはこぶのがそのノルマであつたともいわれる。⁽¹⁷⁾

割麥

麥を割る

割麥插禾

麥を割り禾を插う

鳥聲不比窻聲多

鳥聲は比せず 窻聲の多きに

垢面蓬頭各持翦

垢面蓬頭 各々翦を持ち

驅之出城無近遠

之を驅りて城より出でしむること近遠なし

田已荒蕪半無麥

田は已に荒蕪し半ばは麥なし

覓得麥田手已輒

麥田を覓め得たるに手すでに輒る

イ于田中暴雨集

田中にイ于すれば暴雨集まる

自頂至踵無不溼

頂より踵に至るまで溼れざるはなし

終朝采采不盈檐

終朝采り采れども 檐に盈たず

女官督責何以堪

女官督責すれば何を以て堪えん

旋歸相顧無人色

旋歸して相顧りみるに人色なし

當日餅焦還不食

當日餅焦げてまた食わず

太平天国四年（一八五四）の夏、食糧はもはや決定的に不足した。このために食糧の分配方法について協議され、割當ては

半数に減った。湖南以前の参加者は六兩、湖北いごは三兩でみんな粥を食べることになった。⁽¹⁸⁾そして閏七月末には、婦人八、九萬を城外に出して麥刈りをやらせたのである。⁽¹⁹⁾しかしこの時非常に多くの逃亡者を出した、といわれている。

斫柴

柴を斫る

長江蕩蕩黃蘆洲

長江蕩蕩たり 黃蘆の洲

西風吹老無人收

西風 老を吹き 人の收むるなし

屢屢吹盡賊婦愁

屢屢も吹き盡くし賊婦愁う

逼令姊妹腰鎌求

逼りて姊妹をして鎌を腰げて求めしむ

栗烈天寒容易暮

栗烈 天寒うして容易に暮る

一束淺淺難足數

一束淺淺 數を足らわし難し

松楸蕭艾相雜糅

松楸蕭艾 相雜糅る

獻之百長幸無怒

之を百長に獻ずるに幸にして怒るなし

歸來喘息明星大

歸り來りて喘息ぐに明星大なり

爨底無薪忍飢臥

爨底に薪なく飢えを忍んで臥ぬ

燃料が不足して家の扉まで燃やしつくしてしまったのである。そもそも太平天国では燃料の確保は老人たちのしごとであった。老人たちもやはり二十五人を單位として牌尾館に收容され、軽い作業に従事していた。蔬菜の收穫、燃料の確保、街頭の清掃などがそうである。太平天国は異常なまでに街頭の清潔につとめたいらしい。しかし老人たちだけでは、冬期の燃料の確保が困難だったのである。揚子江の中洲で柴を斫る作業に婦人たちが動員された。女たちはいそがしく鎌をうごかしながら、日足のみじかい冬の一日をすごしたのである。

掘壕溝

壕溝を掘る

鴉啼一聲天尙昧

鴉啼一聲 天なお味し

有衣無裳已成隊

衣ありて裳なく已に隊を成す

城内驅之至城外

城内 之を驅りて城外に至らしむ

母女相失呼大妹

母と女 相失いて大妹を呼ぶ

一鍬一鋤

一鍬一鋤

一擔一箕

一擔一箕

一捧一手汚

一たび捧ぐれば一たび手汚れ

一步一淚垂

一たび歩めば一たび淚垂る

壕溝之深深幾許

壕溝の深き深さいくばくぞ

掘了一處復一處

一處を掘り了れば復た一處

老羸瘦死女館中

老羸 女館の中に瘦死すれば

周身曾無二尺土

身を周らずに曾つて二尺の土なし

さきにものべたように、太平天国の要塞は壕溝と土墻で嚴重に防備された。とくに天王府は壕溝と高さ二丈巾四尺の土墻で周圍が固められたという。おおよそ、百姓しごと縁のなかつた都會の女たち、鋤や鍬などの農機具もなく、鍋や鏟などすべてが動員されて、壕溝が掘りつつけられたのである。

さて、以上のように女たちは、「竹籤を削る」「麻繩を搓う」「糧を盤べる」「甌を擡ぐ」「麥を割る」「柴を斫る」「壕溝を掘る」など、主に天京の防衛工作に動員された。纏足の布を解いたとはいえ、すぐに自然の足にもどるわけでもなく、かつて肉體労働に従事したことのない女たちにとって、その労働の日々はけつして容易ならぬものがあつたであろう。だが、このような労働への参加は、とりわけ隔絶されて家という小天地にだけ生きていた女たちを、否應なしに開かれた社會のなかに

ひきずりこんだ。そして「天朝田畝制度」が約束するように、やがて十六歳以上の男女は、性によって差別されることなく、すべてが土地受給の対象となる。「天朝田畝制度」そのものはいよいよ實施されることはなかったが、このような生産労働への参加こそ、やがて女の解放を支える經濟的基盤となり得るものであったろう。

さて、女營ニ女館は、當初、かれらの革命的禁慾主義にもとづく軍事的な組織單位として出發しながらも、それは同時にこのような労働のための組織であり、分配のための組織であり、さらにはまたのちにのべるように思想教育のための組織でもあった。太平天国は、このような歴史上かつてなかった所の女の共同體を創り出し、それをつうじて女たちのもてる能力のすべてを革命のためにひき出そうとしたのである。それは、閻羅妖との對決において「技なきを以て技となし、人衆きを以て技となし、敢死を以て技となし、能く勞苦に耐え、飢渴を忍ぶを以て技となす」、つまりはすべてを人の要素に依存しつつ、たにかいぬかなければならなかった太平天国においてはじめて創造し得たところのものであった。

註

- (1) 太平天国が紹興を陥落させたのは、太平天国十一年九月二十二日であるが、紹興の秩序が安定してのち、一週間目には女館を解散して、その目的は、戰爭の混亂から一時的に婦女を保護するためであったといわれる。(羅・前掲書 三三五ページ)
- (2) 汪埜「盾鼻隨聞錄」「資料」IV 三九五ページ
- (3) 「女館は多く西華門に在り。屋を比べて居る。之を女營と謂う。」(張汝南・金陵省難紀略 IV 六九五ページ)
- 「女館住處、甚だ多し。城北は蓮花橋、洪武街一帶より以て花牌樓門樓橋等處に至る。城南は南門大街にあり以て内橋に至る。城東は石橋新廓、武定橋、石壩街、軍師巷、東障樓、狀元境、奇望街、承恩寺、王府園口に至る。城西は三山街坊口より以て陡門橋、糯米巷、安品街東、並びに前後街一帶に至り、直ちに朝天宮後、易家橋左右街巷に至る。又た珠寶廓より虹橋、盧妃巷、街土口一帶に至る。共に
- 約婦女十餘萬口。」(濼浮道人・金陵雜記「資料」IV 六二三ページ)
- (4) 「資料」IV 六五五ページ
- (5) (1)註(14)參照
- (6) 佚名「粵逆紀略」「簡輯」二 三八ページ
- (7) 賊情彙纂一「資料」III 三〇〇ページ
- (8) 放脚令が出されたのは、咸豐三年六月初のことであったという。(時間叢錄「簡輯」五 八二ページ)
- (9) 同右
- (10) 盾鼻隨聞錄「資料」IV 三九五ページ
- (11) 賊情彙纂三 一一一ページ 「資料」III 同上二二 三二〇ページ
- (12) 賊情彙纂四 「資料」III 一三六ページ
- (13) 中國近代反帝反封建歌謠 九四ページ
- (14) 賊情彙纂一〇 「資料」III 二六九ページ
- (15) この分配の量が一人いくらであったかについては、資料により時期

によって諸説あり確定しがたいが、一時期、東京の糧館にいた謝介鶴は、「金陵癸甲紀事略」〔資料〕IV 六五六ページにおいて、「男館は泥水木匠の如きは一斤半、各偽衛は一劬四兩、各匠一劬、牌尾は半劬。女館は湖南以前は每名一劬、湖北以後（原文前）每名六兩」とのべている。

(16) 賊情彙纂四 「資料」III 一三六ページ
(17) 時聞叢録「簡輯」五 八二ページ

(18) 金陵癸甲紀事略「資料」IV 六六四ページ

(19) 金陵癸甲紀事略「資料」IV 六六五ページ

(20) 佚名「金陵紀事」「簡輯」三 四六ページ

牌尾というのは牌面すなわち壯丁にたいしていう言葉であって、「金陵癸甲紀事略」によれば、五十歳以上二十歳以下を牌尾としたという。しかし二十歳以下の青年は太平軍に加わっており、事實上老人たちを收容していた。

(21) 「金陵癸甲新樂府」には、牌尾の作業についてもうたっているが、「掃街道」において「獨り街道のみは完整を愛することあり……」という。

(22) 山曲奇人題壁「簡輯」六 三八六ページ 挖濠溝

(23) 賊情彙纂 「資料」III 一五九ページ

(三)

さて、南京占領後、太平天国の上層部はしだいに王朝体制のなかにのめりこみ、本来の農民政權としての性格を失なって革命運動の内部矛盾はしだいに激化してゆく^①。このような情況のなかで、夫婦の同居すらも認めない嚴重な男女の隔離は、しだいに人びとの不満をたかめていった。すでにのべたように太平天国は、永安において、南京を占領したならば夫婦の團聚をみとめることを約束している。これについて東王楊秀清が太平天国四年（一八五四）四月、

「其後に迫んで天意を仰承し、分ちて男行女行となし以て淫亂の漸を杜すは、暫時、分離するに過ぎず、將來、罪隸をば誅鋤すれば仍然として完聚せん。」〔太平天國史料〕中華書局 一三八ページ

という誥諭を出して、罪隸すなわち直隸を解放するまで、男女の分離を行なうことをあらためて確認したのは、男・女營制度をめぐる不満について、今一度決意をあらたにする必要に迫られたからであろう。同年に新刻の天情道理書もまた男・女營制度が國家創業の時に當ってなぜ必要であるかを懇切に説いている^②。だが、この制度を檢討しなければならない狀況が、食糧事

情の急迫によつても生れつつあった。さきへのべた太平天国四年閏七月、婦女八、九萬人を城外の稻薊りに出したのは「盡く力無く、色無き者を驅りて城より出でてその自ら散ずるを聽し」たのだといわれるように、天京は江南大營の包圍のなかで補給路を失なつて男・女營にたいする食糧の分配を行なえなくなつていた。

おりしも天官丞相曾水源の弟が逃亡した。曾は廣西いらいの「老兄弟」である。「老兄弟」までが逃亡したのは、夫婦團聚を許さぬ太平天国の禁慾主義の強制にある、と主張するものがいた。かくてこれを契機に太平天国は女館を解散し、夫婦同居を認めた。太平天国四年の十二月であつた。

太平天国の老人館、牌尾館もこの年の夏すでに閉鎖されていたが、このような施設の解體は、太平天国の理想——生産・労働・分配・教育・軍事などの基本單位である共同體をつうじて大同の世を地上に來らしめようとするかれらのたたかいが、もはや一つの轉機にさしかつたことを示すものであろう。

さて夫婦同居を認めた太平天国は、媒官を設置して結婚のことを司らせた。もともと配偶者のあつたものは問題なくその同居を認め、配偶者のないものはそれぞれ配偶者を見つけて結婚させた。女館はこれによつてほとんど消滅したかのごとくにいわれるが、獨身の婦女についてなおこの制度が行なわれていたことは、太平天国の晩年、李秀成の幕下に從軍したリンドレーの記録によつて知ることができる。

「太平天国の女性はいずれも結婚して家族の一員となるか、それとも保護者のない女子を收容する大きな施設（すなわち、初期の姉妹營、後期の姉妹館をさす）の一つに入るかどちらかにしなければならぬ。そういう施設は大抵の主要都市に存在して、専任の官吏が監督していた。太平天国の領域では、獨身の女性はこれ以外の生活方式是許されなかつた。この法律は賣春防止のためであり、賣春行爲は死刑に處せられる。これはたしかに非常に効果のあつた法律である。というのは、そういう賣春行爲は太平天国の各都市では、どこでも跡を絶つたから。……保護者のない女性の收容施設「姉妹館」は正式に任命された女官（Matron）が統轄している。そして身寄りのない少女や夫が公務のため出張中、保護し、扶養してくれる親

戚のない既婚婦人などの教育と保護のために、とくに組織し豫定したものである。」(リンドレー「太平天国」II 二五〇ページ)

平凡社 増井經夫・今村與志雄譯)

リンドレーが太平天国の支配地域に入ったのは一八六一年のことであつて、當時もなお獨身の婦人たちが姉妹館に收容されていたらしいことが知られるのであるが、おそらくそれは、一般の婦女ではなく、信仰をもつ太平天国の人びとの家庭の婦女であつたらう。リンドレーは、この女營⁶女館について太平天国自身が主張するように、この施設のもつ婦女にたいする保護機能を評價している。この男・女營制度こそは、中國の封建社會の基本單位をなした家族制度の解體であり、そのことがいかに非人間的であるか、いかに五倫を無みするものであるか、として士大夫階級の置囂たる非難を招いたものであるが。太平天国をヨーロッパ人の目でみたりリンドレーは、むしろこの制度の保護機能の側面をつよく主張するのである。

リンドレーはさらにつづけていう。

「女性の交際に束縛がなく、自由にできる當然の結果として、太平天国の人びとの結婚は一般に戀愛結婚である。長官の娘が權力ある指導者と縁を結ぶ場合でも、強制手段は決してとらない。婚約者同志は互いによく知りあうようあらゆる機會が與えられる。……太平天国の結婚式はきわめて嚴格に舉行される。式は一名の祭式を執行する牧師または、むしろ長老が主宰する。中國の異教的迷信的慣習はすべてやめられている。結婚式をあげる際のさまざまな古來の風習——結婚前に互いの顔もみたこともない男女が擧式する半未開的習俗、吉日の選擇、結納金の贈與などその他多くが廢止されている。依然實行されていると思われるものは、花嫁がそれまで垂らしていた長いおさげの黒髪を髻に結う習慣、花婿が夜間、嫁の家へ嫁迎えに出かける風習、この二件だけである。……私は結婚式が舉行されるのをしばしば見たことがある。私に言えることは、指輪のない點を除けば、その儀式は英國國教會で實行されているものを想像しうるかぎりにかぎりなきびくかつ忠實に模倣したものだということだけである。」

太平天国の故郷廣西においてかれらがついていた自由な男女關係についてはすでにのべたところであるが、男・女營の制度

によつて封建的な家族關係が清算され、男女がそれぞれに個人として、男營・女營に所屬する、という狀況のもとでは、結婚は家によつて強制されるというものではあり得ない。しかし、ごく初期には男女の交際は嚴重に禁止していたわけで、戀愛の機會もなかったと思われるが、四年末に結婚をみとめるようになっていご、男女の關係はまたかなり自由なもの、となつていたのであろうか。

「イギリス國教會」を模倣したといわれる結婚式を太平天国にもちこんだのは、洪秀全の族弟洪仁玕であつた。かれはブルジョワ的な政策をもちこんだ「資政新篇」の著者であるが、金田起義のち太平軍と合流できず、一時期、香港でロンドン傳教會の宣教師として布教に従事している。一八五九年、かれは行商人をよそおつて天京に赴くが、かれの指導下に行なわれた結婚式が「イギリス國教會」におけるそれを忠實に模倣したものであつたとしても、けつして不思議ではない。問題は、そのような雙方の愛情と信仰を基礎とするような結婚式のあり方を受け入れることができた太平天国の側の受入れ基盤にあつた、というべきであらう。

とくに一八五三年の冬、浙江省の紹興で太平天国の結婚證書「龍鳳合揮」が発見されたことは、太平天国における結婚のあり方を證明するものであつた。すなわち結婚に當つては、必ず本人の所屬する營もしくは館から結婚事務を司る婚聚官に届け出て結婚證書の發行を申請した。このことについては陳慶甲の「金陵紀事詩」にこれを裏付ける資料のあることが羅爾綱（ルノウ）によつてすでに指摘されている。

莫道桑閒舊染漸 道う莫かれ 桑閒の舊染に漸ると

烟花禁令却森嚴 烟花の禁令 却つて森嚴なり

尋常婚娶渾閒事 尋常の婚娶は渾て閒事なるに

要向官家索票籤 要かならず官家に向いて票籤を索む

桑閒は「禮記」樂記の桑閒濮上をふまえる。桑林にあいびきした過去のならわしがよみがえつてきたなどとはいつてはならぬ。

烟花すなわち娼妓の禁令はきわめて厳しい。つねの婚姻はのんびりしているのに、わざわざお上かみに證明書を申請せねばならぬのだという。この原註に、

男女の配合は、須らく本隊主より婚娶官に稟明し、龍鳳合揮を給して方めて准さる。……〔簡輯〕六 四〇三ページ〕

とあるが、結婚にあたっては必ず結婚登記を必要としたわけで、詩にいうところの票籤が龍鳳合揮である。揮は證明書。龍鳳合揮とは要するに結婚證書である。紹興で發見されたのはこの婚娶官發行の證明書だ、とされている。證書には、龍鳳の官印が押され、半票は太平天国側が保存し半票は結婚を申請した當人が受領した。男女の姓名、年齢、太平天国に参加した年月日、活動場所などを記している。このような結婚證書の發見は、太平天国の結婚が、本人の意志にもとづいて結婚を登記するというきわめて新しい形式のものであったことを物語る。それは、およそ結婚の成立を、公的權威によつて認證することのかつてなかつた中國において、劃期的な⁽⁸⁾新いみをもつものであり、一夫一婦制にもとづく結婚が、きわめて神聖視されていたことをいみした。「天朝田畝制度」はまた婚姻について、

〔天国の生活單位となる〕二十五戸中に婚禮・彌月（生後一か月の祝い）などの慶事があれば、みな國庫から支出する。ただし規定があつて一錢でも餘計につかつてはならない。もし一家に婚禮・彌月の祝ひ事があれば、錢一千文、穀一百斤を支給する。天下一律にすべてこのとおりとする。……およそ天下の婚姻には財産を問題にしない。〔資料〕I 三三二ページ〕

とのべている。このような一種の共産的共同體にあつては、私有財産制と、それを基礎とするところの家族が存在しないために、このような個人と個人との結合にもとづく結婚——およそ財産や家柄を問題にしないところの——が可能とされたのであろう。太平天国の男・女營制度と聖庫制度もまた、そのいみで、愛情がいの何ものによつても拘束されることのないきわめて道徳的な結婚への條件を準備するものであつた。

このように、結婚をきわめて神聖なものと考えた太平天国は、當然のことながら、一夫一婦制を主張し、娼妓を禁止した。

「娼妓は最も宜しく禁絶すべきなり。……一夫一婦は、理の宜しく然るべき所なり。邪行を習い、官兵民人、私かに宿娼

を行ない、條規に遵わざる者あれば、娼に當たる者は、合家、勦洗し、鄰右の擒送せし者は、賞あり。情を知りて故にしとら縦ず者は一體に治罪し、明らかに知りて故にしとらに犯す者は斬首して留めず。」(賊情彙纂七「資料」Ⅲ 一二五ページ)

という。この點については、リンドレーもまた、奴隸の廢止を、女一般の奴隸的性格とかかわらせながらこう語っている。

「(奴隸廢止という)そういう重要な改革が眞に必要な所以は、すべての女性が多少の差はあれみな奴隸だという事實に存したのである。貴族でも平民でも、本妻は、實際には奴隸と認められていないけれども、やはり婚禮の贈物によって買われるのである……次妻に至っては、まったく買われてくるのだが、そのばあい女の家族にことわるか否かはどうでもよい。

……妻として賣られる者のほかに、中國の女性の大部分は、妾になって主人がつきつきにかわる。……だが老大な數の女性を買われて娼妓の生活を送る。……中國の貧しい民衆が自分の女の子を賣るのは普通のならわしである。これらの女の子が大部分は背徳の目的のために買われるという事實を考慮すると、その結果は想像にかたくないであろう……これが太平天国が斷乎として容赦しなかつた事態である……」(リンドレー前掲書Ⅱ 一五二ページ)

リンドレーがするどく指摘するように、中國の女たちは、多かれ少なかれ、家内奴隸として、性の販賣者として、息子の生産機械として買われたのである。娼妓は、その局限形態であるとともに、低い妻の地位をいっそうおとしめるものとしてあった。その存在は、賣られた女のみじめさ、だけではなく、すべての女たちのみじめさ、にかかわっていた。一夫多妻制と不可分のものであったこの娼妓の存在を太平天国は否定したのである。それは廣西の山々に、燃えるような愛をうたった男と女の對等な人間關係をよみがえらせたものであり、「女の肉體供與を買いとる」「貨幣や社會的權勢手段」をもちようのない社會制度のなかにおいてこそなした歴史的大事業であった。われわれは娼妓の廢止において、娼妓に限定されない、女の、そしてまた人間の解放をみてとるべきであろう。

註

(一) 西川喜久子氏は、十四年間にわたる太平天国運動を、全體として農

民戦争とし、農民政權と規定する考え方にたいし、太平天国が農民政權としての性格をもっていたのは、建都後一年くらいの間であっ

て、後期の太平天国は反清朝の立場に立つ改良主義的地主政權と規定している（太平天国運動「東洋文化」41・43）。

(2)

たとえば、「天情道理書」は「我們兄弟は、力を合せ、心と同じゅうすれば、自ら妖魔危亡の即ちかに在るを見ん。我們兄弟は、天父の心腸を化醒せらるるを荷蒙し、早日、營に投じ主を扶く。多く父母妻子伯叔兄弟の家を擧げて齊しく來るあり。固より宜しく父母に侍奉し妻子を携帶すべし。但だ創業の初に當たつては、必らず固ありて後、家あり。公を先にして後、私に及ぶ。況や内外、嫌疑を避けんことを貴ぶ。男女は均しく當に分別すべし。故に必らず男には男行あり、女には女行ありて、方めて嚴肅を昭らかにし混淆を免がる。斷じて男女行中、或いは相叢雜し、奸淫を起すを致し、天條を犯すことあるべからず。即ち時あつて父母を省視し、妻子を探看するは、此れ亦た人情の常、原より禁ぜざる所に在るに屬す。然れども只だ宜しく門首に在りて問答し、數武の地を相離すべく、聲音、務めて响嘆なるを要す。逕ちに姉妹營中に進んで男女混雜するを得ず。」

(3)

〔資料〕I 三八四ページ）これによれば、しばしば太平天国を

誹謗していわれるように、父母、妻子との面會までを太平天国が禁止していたわけではけつてなかつた。「患難一家言」にも筆者が女館に赴いて「祖母を省視した」という記載がある。

(四)

さてこのように、家によって拘束されることなく、戦闘においてもおよそ男たちにおとることのないはたらきをした、太平天国の女たちは、太平天国の政治においても、男と平等の活動をしていったといわれる。その例證として出されるのが、女の

(4)

杜文瀾「平定粵匪紀略」附記三

(5)

羅爾綱・前掲書 三三三ページ

(6)

楊秀清は、四年四月「誥諭」において「爾等は知らずや、往古來今、朝代を更換せんには、凡そ典師問罪に屬する者、城破るるの日に當りて、斬殺、殆んど盡き、玉石、俱に焚き、血流、渠を成し、雞犬だも留めざるはなし。我天朝のごとく一人も妄りに殺さず、猶お衣食を給與し、視ること一體に同じき者ありや？」とのべて、婦女にたいする保護と生活の保證の必要から女營が設立されたことを説いている（太平天国史料・二三八ページ）。

(7)

羅爾綱・太平天国文物圖釋 二二五ページ

(8)

滋賀秀三氏「中國家族法の原理」四六五ページ

(9)

太平天国は、このように一夫一婦制を主張しながら諸王たちは各王朝の皇帝がそうであつたように、一夫多妻制をとつていた。これについて、簡又文は(1)舊約聖書は多妻を容認しているが、太平天国は新約よりも舊約の影響をうけることが多かつた。(2)中国の傳統的な王朝體制のもとでは一夫多妻が一般であつて太平天国はそれを踏襲したにすぎぬ。(3)太平天国は多妻制をとつたが天王はかの女たちを娘々と呼んで一様に處遇したなどのてんをあげている。しかしこの事實はやはり太平天国の指導者たちが、特權的な支配階級に上昇轉化したつたことを示すもの、といえよう。

科擧と女官である。

女の科擧は曾て李汝珍の「鏡花縁」の一つのテーマとなったものであったが、太平天国は、果して、女科擧を實現したのだろうか。この點については、現在までの研究は否定的な結論を出している。¹⁾つまり太平天国の科擧制度をのべた「欽定士階條例」、および太平天国を南京において親しく見聞した、比較的信すべき記録は、まったくそれにふれていない。假構が假構を生んで、一女簿書傳善祥が女狀元になり、狀元がある以上、科擧が存在したことになり、ついには「唯だ女子と小人とは養い難しと爲す也」(論語)という試験問題まで偽造されて、女科擧は、太平天国を滑稽化する材料とされたにすぎない。しかし、傳善祥は實在の人物で、南京の人、東王楊秀清が、學問のない自分にかわって批答のことを司どらせた女簿書であった。²⁾このような女官の存在がおよそ科擧を通過しない官僚などを想像しがたかった當時の人びとのあいだに、女科擧の實施をつぎつぎと傳聞する³⁾という事態を生んだのであろう。

それでは女官についてはどうか。「賊情彙纂」は女官について偽女官表⁴⁾をかかげるとともに、朝内執事官、軍官、職同の三種にわたって各官と員數をしるし、その總數が六五八四人にも及んだことをのべている。このような老大な數の女官が、女官表の示すような構成をもって事實存在したかどうかはすこぶる疑問であって、任官した婦人の姓名を確認しうるのは、ごくわずかな例にすぎない。太平天国三年一月、楊秀清が天父下凡に託して天王に意見を開陳した、「天父下凡詔書」に出てくる女丞相胡九妹、楊水嬌などは、そのわずかな例の一つであって、「大脚の蠻婆」たちがこれらの官職についていたことが事實であったことを證明するものである。しかし問題は、女官の制度と任官の有無ではなく、これらの官職についていたとされる女たちが、太平天国の政治においてどれだけの政治的役割を演じ得たかである。「天父下凡詔書」二において楊秀清はつぎのようになる。

「天朝および弟等の府の女官の天事を理むる者をして甚だ苦しましむるが如きは、且つ功臣忠臣の妻にあらざれば、即ち功臣忠臣の母なり。或いは則ち穉子あり、或いは則ち功を立つるの丈夫あり。かの臣たる者、既に能く家を捨てて國を顧

りみ、國あるのみにして家を忘れ、公にして私を忘るれば、則ち君たる者、自ら當にかの一念の忠忱を體し、或いはその一月にして半ばはその家に歸りて省視するを准し、或いはその三十日或いは二十日にしてその家に歸りて省視するを准し、或いはその一・二禮拜日に、排班輪流してその家に歸りて省視し、以てその穉子を哺^ほし、以てその衰姑に侍り、或いは以てその丈夫に事え、彼をして亦た先にその國を顧りみて後に家を顧りみるの誼を盡くすを得しむるを准さるべし。且つまた如今、娘娘は甚だ多く、その位尊くその權重きも、斷じて女官の意の敢えて抗する所あるに非らず。しかれども或いは意を娘娘に得ざる者あれば、或いは多く譴謫の詞を加えられん。倘し女官の啓奏を准さざれば、則ち冤抑、由つて伸ぶるなし。此れ又た宜しくその女官の二兄に啓奏するを准すべく、方めて主斷を行なわれば、則ち曲直おのずから見われん。これ、君の臣を使うに禮を以てするの一道なり。また如^もし宮城内に宮殿を修整し、地を挖して城を築き、或いは禁苑を打^つるあらば、必らず女官のその事を操作するを需めん。但だ如何に布置するかの旨を降すべきのみにて、切に、御目、常に注ぎてその操作を督すべからず。……むしろその布置に任すべくして方めて克く成すあり。若し親しくその操作を督すれば反つて功を成すこと能わざらん。これまた、君の臣を使うに禮を以てするの道なり。……」〔資料〕I 四九ページ

といい、このような女官に對する、自發性を重んずる態度をもつて男官にも推し及ぼすべきであるという。

このように中央の顯職にあつたのは、廣西出身の老姉妹であり、太平天国の功臣の妻や母たちであつた。かの女たちは、太平天国建設のために家を犠牲にして「天事を佐理」してきた。天事とは、本來、國事であり、歴戦の同志として老姉妹たちも太平天国の戰略、政策などにも大きな發言權をもつていた⁵、と思われる。しかしおなじ「天父下凡詔書」が、楊秀清と洪秀全の對立を明確にして女官問題を提起しているように、「女官なるものは本と女流にして知識限りあり、天情道理、何ぞ能く十分曉り得んや」という理由をもつて老姉妹たちの發言を封じようとする動きがあつたのであろう。女官がそうであることは、楊秀清にとつても共通の認識である。しかしそれを完全に封じてしまふならば、洪秀全をとりまく娘娘¹次妻たちの發言權が増大して太平天国の政治はいっそう混亂を生ずるのであろう。そこで女官たちに一時休暇を認めるとともに女官の啓奏權はあく

までのこすこと、女官の自發性を重んずべきことをかれは主張するのである。

そもそも、廣西の山野をかけめぐっておよそ文字というものに縁のなかった女たちにとって、既成の政治體制への参加、つまり王朝體制下における官僚として政治に参加することは、それを期待すること自體がむりであつたらう。したがって太平天国が、農民政權としての性格を失なつて、傳統的な王朝體制へのめりこめばのめりこむほど、かの女たちが、いわゆる政治から排除されてゆくのは、當然の運命であつたかもしれない。このようにしだいに政權から排除されていつた朝内執事官にたいて、女營ニ女館の監督と指導に當る軍官は、相當數の女官を擁していたであらうし、女軍が存在するかぎり、存在しつづけたことはうたがない。「金陵雜記」は軍官についてつぎのようにのべている。

「その入館する者は、毎館かならず二十五人を以てし、その中、館長を立てて亦た之を兩司馬という。或いは十餘館、或いは數館ごとに一賊婦の之を督するあり。之を僞百長という。即ち僞卒長なり。その上、又た女僞軍師あり、女僞監軍あり、女僞總制の賊婆あり。皆、廣西山洞の潑悍大脚の婦女もて之となす。」〔資料〕IV 六二二ページ

百長以下は、主として湖南・湖北の姉妹たち、軍師以上は廣西の老姉妹たちがその任に當つたという。女營ニ女館は、最盛時十萬にもおよぶ女たちを組織し、女館が解放されてのちも、女兵たちを組織して戦闘のなかで指導的役割を果す必要があつた。したがつてこのような軍官においてこそ、老姉妹、新姉妹の歴戦の女同志たちは、天父エホバの眞道たる太平天国をめざして自らの生命を燃焼させることができたであらう。かの女たちは、次章にのべる「講道理」ニ思想教育においても、きわめて積極的な役割を果たしたといわれるが、女の共同體の組織者としての軍官においてこそ、かの女たちの政治への参加があつたのである。太平天国の婦女の政治的解放を、既成の概念における政治への参加といういみで考えるならば、そのようなものは太平天国においても存在しなかつた。人が人を管理し、支配することを目的とした狹義の政治においては、所詮女の解放はありえなかつたのである。

(1) 註

商衍鑾「太平天国科擧考試紀略」三「女狀元傳善祥考偽」羅爾綱「太平天国史料辨偽集」太平天国史料裏の第一部偽書——「江南春夢庵筆記」簡又文「太平天国典制通考」女位考などいづれも太平天国の女科擧が假構であったことを實證している。すなわち、羅爾綱によれば、太平天国の科擧實施はまず「盾鼻隨聞錄」に「江寧人傳善祥を以て女狀元とす。また女榜眼は鍾姓。女探花は林姓」と書いたのが最初で、いこの記載はいずれもそれによったものである。謝介鶴の「金陵癸甲紀事略」、張汝南の「金陵省難紀略」、知非子の「金陵雜記」、佚名の「粵逆紀略」、馬壽齡の「金陵癸甲新樂府」、張德堅の「賊情彙纂」などには記載がない、としてこれを否定している。商衍鑾は、この實證の上になつて、「太平天国野史」の記載する「太平朝は、既に科擧を開き、復た女子を考試するの典を舉行す、正主試は洪宣嬌たり、副主試は張婉如、王百珍。婉如は皖人。自珍は鄂人。題は『惟女子與小人爲難養也』の全章なり。應試する者二百餘人。金陵傳槐の女、善祥の作す所、獨り力めて養い難しの説を偽女官表

偽女官表

女軍師	女丞相	女檢點	女指揮	女將軍	女總制	女監軍	女軍帥	女卒長	女管長
左輔正軍師 右弼又正軍師 前導副軍師 後護又副軍師 各一人	天官正丞相 至冬官副丞 相共十二人 恩賞丞相	殿前左一檢 點至殿右三 十六檢點共 三十六點 恩賞檢點	殿前左一指 揮至殿右七 十二指揮共 七十二人 恩賞指揮	炎一正將軍 至土四副將 軍共四十人 恩賞將軍	前一總制至 中八總制四 十人	前一監軍至 中八監軍 共四十人	前一軍軍帥 至中八軍軍 帥共四十人 右中各八軍 營每軍帥轄 卒長二十五 人兩司馬一 千人女兵二 百五十人即 制男營帥之	前一軍前一 卒長至中八 軍中二十五 卒長共一千 人	前一軍前一 東管長至中 八管長共 四千八管長 司馬改名管 長

關き、古來、賢女内助の功を引き、卷、薦められし後、天王の激賞する所となり、抜きて第一におかる。飾るに花冠錦服をもつて、鼓吹して街を遊くこと三日、閭閻羣呼して女狀元となす。第二名は鍾氏たり、第三名は林氏たり」とあるのが、まったくのたためであること、つまり、太平天国の諱字「主」を用いていること、四書五經を嚴禁した太平天国がそのような出題をするはずのないこと、などによって實證している。

(2) 「金陵癸甲紀事略」には「女簿書は、東賊、民女の字を識る者を通取して之に充てて己に代り批判せしむ。傳善祥なる者あり、金陵の人、二十餘才、自らその才を恃む。東賊、之を聞き、選びて偽府に入らしむ。凡そ賊の文書は皆、批判に歸し、頗る賊の意に當る」という。(資料) IV 六六三(ページ)

(3) たとえば「金陵紀事雜詠」「江南春夢庵筆記」など。

(4) 「賊情彙纂」三(資料) III 九四(ページ) につきのような「偽女官表」および「偽女官同職表」がある。

偽女官同職表

職同檢點	職同指揮	職同將軍	職同總制	職同監軍
天朝内掌門 東殿内貴使 西殿内貴使	東殿内掌門 西殿内貴使 北殿内貴使 女繡錦指揮	南殿内掌門 北殿内貴使 翼殿内貴使 女繡錦將軍	翼殿内掌門 燕第内貴使偽豫王胡以暎 尙未授室故無豫第内貴使 女繡錦總制	女繡錦監軍

(5) たとは永安における周錫能事件などにおいて、女たちが積極的に

發言したことは天父下凡詔書〔資料〕I 一九ページにみえる。

(五)

さて太平天国は、革命戦争の過程で女の共同体を大規模に創り出したが、このような共同体は、性||エロスの徹底的な否定の上に成立っていた。姦淫こそは、最大の邪悪であって、革命の過程においては、夫婦でさえも性関係は認められなかった。このような性の否定は、閻羅妖との対決のなかで、かれらの革命の隊伍を内面的にいつそう強化するための禁慾主義の一環としてあったものである。

かれらは、モーゼの十誡になぞらえてつくった十條よりなる天條||天のおきてをもっていた。革命の初期においては、もつとも嚴重な戒律として遵守せられたものである。このうち第一條から第四條までは上帝崇拜を具體的に規定している。

第一天條 上帝を崇拜せよ。

第二天條 邪神を拜むなかれ。

第三天條 妄りに上帝の名を題ようるなかれ。

第四天條 七日の禮拜には上帝の恩徳を頌讚せよ。

というものである。このような唯一絶対の創造神としての皇上帝にたいする熱狂的な崇拜が、伝統的な神々にたいする破壊行為をとまなうものであったことはすでにのべたとおりである。それと同時に、このような信仰は、巨大な閻羅妖に敵對するかれらに、かぎりない確信と勇氣を與え、同じ信仰に生きるもの、としての同志的な連帶感を育くむものであった。かれらは一せいに「妖を殺せ」と叫んで敵陣におどりこんだといわれるが、このときかれらが日常的にもちつづけてきた妖₍₂₎支配階級にたいする憎惡は、天父エホバへの信仰をつうじていっそう増幅され、死をもおそれぬ勇氣となつてかれらをはげましたであろう。戴逸がいうように、⁽³⁾人と人との鬪いは、神と妖との鬪いとなることによつていっそう尖鋭化されたのである。

天條は、上帝にたいする信仰だけではなく妖との鬪いに臨むかれらの日常生活について具體的な規定をもとなつていた。

第五天條 父母に孝順なれ。

第六天條 人を殺し人を害するなかれ。

第七天條 奸邪淫亂するなかれ。

第八天條 偷竊劫搶するなかれ。

第九天條 謊話を講うなかれ。

第十天條 貪心を起すなかれ。

というもので、このそれぞれには注釋と詩とがついている。この十款の天條のうち、もっとも嚴重な規定としてあつたものが、第七條姦淫に關するものであり、これにはつぎのような注釋と詩とがついていた。

「天下、あまたの男人は、ことごとくこれ兄弟の輩、天下、あまたの女子は、ことごとくみな姉妹の羣。天堂の子女は、男には男行あり。女には女行あり。混雜するを得ず。凡そ男人女人奸淫する者は名づけて變怪となし、最大、天條を犯すなり。……」

詩に曰く、邪淫は是れ惡の魁、變怪成妖、甚だ哀れむべし。天堂の眞實の福を享けんと欲すれば、須らく己れに克ち苦修

するより來るべし」。(天條書「資料」I 七九ページ)

という。他の九條がいずれも單に「天條を犯す」ものであったのに對し、姦淫のみは「最大、天條を犯すもの」とされたのである。およそ姦淫を犯すものは、ただちに處刑された。この結果、姦淫の禁は、非常に嚴格にまもられた。南京が陥落したとき、何萬という女たちが自害して果てた、そのいたましさをかたる資料は數多くあるが、「金陵省難紀略」はこれについてつぎのようにのべている。

「其他、士民の自盡せる者は、或いは全家、或いは數口、十數萬人を下らず。悉く能く義として苟めにも屈せず。惟だ、婦女の死のみは、鈴々として、特異なる者なきは、賊の奸淫を禁ずること甚だ嚴なれば、その黨、皆、敢えて犯さざるに緣る。

故に婦女の逼迫せられて已みがたきの情なく、因りて激烈、傳うべきの行ないなし。女は父に隨い、妻は夫に隨い同時に殉難するに過ぎざるのみ。」(「資料」IV 六九八ページ)

つまり、南京陥落に際して多くの女たちが自ら命を絶つたのは、「賊」の暴行に抵抗して自から貞節をまもって自害した、というのではない、そのような切迫した事情はまったくなかった。かの女たちは、父や夫とともに殉死したにすぎぬというのである。おそらくそれは事實を傳えるものであったに相違ない。このように、かれらがとりわけ姦淫の禁について、夫婦でさえも同居をみとめないほどの嚴重さをもってぞんだのは何故か。

すでにのべたように、太平天国の故郷廣西では、男女の關係は、きわめて自然かつ自由なものがあつた。かれらはかつてこのように性愛の自由を謳歌すればこそ、これを否定することにおいて、一切の現世的な享樂の放棄を確認したのである。巨大な閻羅妖に對決するとき、女はもはや性愛の對象ではなかつた。かれらは、皇上帝のもとにおける人間の平等性と、神の國を實現すべき使命をとともに皇上帝からさづけられたもの、として姉妹たちをみた。そしてこのような禁慾をつうじてひとりひとりのエネルギーを、閻羅妖とのたたかいへと燃焼させていたのである。

事實、金田から永安の包圍を突破し、湖南・湖北をへて南京にいたる、かれら軍規はきわめて嚴正であつた。婦女にたいす

る淫亂なふるまいはもちろんのこと、いささかの略奪行爲も許されなかった。

「賊は甚だしくは淫殺せず。惟だ官兵とのみ仇をなし、之を目して妖となす。衙門の幕丁書役および頂帽皂靴あるの人に
遇わば、問わずして即ちに殺す。その工賈平民に遇うや亦た肆虐せざりき。……土匪は衣物牲畜を取るも、長髪は頗る謹
飭なり。婦女あるの人家は房に進るを准さず、授受、親しくせず。賊令もつとも嚴密なり。故に民、怨みず。」(粵匪犯湖南紀

略「簡輯」一 六七ページ)

というように、役人とその走狗については問答無用で殺したけれども、勞働者・商人・庶民にたいしては一切の殘虐行爲を行
なわなかった。また人を擄へることに、まずその手を検査する。そして掌が赤くやわらかで、指にまめができていないものは、
妖だとしたという⁽⁴⁾。その階級性を貫徹した軍律の嚴格さは、太平天国に敵對した人びとさえ、多く承認するところであった。
清朝を打倒し、農民的平等を實現したユートピアを建設するためには、きびしい革命的軍律でもって自らの軍隊を規制しなけ
ればならなかったのである。

かれらは、このような軍律の保持を徹底的な思想教育をつうじておこなった。さきの天條十ヶ条は、太平軍が增強されると
ともに刊刻されて、最初は一館ごとに一本、ついでは一人について一本づつが支給され、朝夕その暗誦を行なった。その信者
となって三週間後もなお暗誦できないものがあれば、「斬首の刑をもつてのぞんだ⁽⁵⁾」という。しかし太平天国に参加するのは、
文字も知らない民衆が多く、天條でさえ讀むことはなかなか困難である。そこで文字を知っているものが、天條について講義
し、口うつしに暗誦させるということも行なわれたのである。

太平天国は、禮拜日ごとに禮拜堂に赴いて敬虔な祈りをささげるとともに、「講道理」と稱せられる、太平天国獨特の思想
教育を行なった。これは、男女の別が嚴しかった當時にあつては、まず男行、ついで女行というふう⁽⁶⁾に、館を單位として男女
別別に行なわれた。「天朝田畝制度」もまた、二十五戸ごとに禮拜堂を一つづつ設け、禮拜日には伍長が男女をひきつれて禮
拜堂にゆき、男女の班をわけて「講道理」を行なうことを規定している。「講道理」はしかし、禮拜堂において禮拜日だけに

行なわれたものではけつしてなかった。太平天国が占領した地域では、必ずずどらを鳴らして大衆をあつめる。そして何日何時、どこで「講道理」が行なわれるかをふれてまわる。かくて

「凡そ人を刑するには必ずず道理を講じ、人を擄うるには必ずず道理を講じ、倉卒に軍を行し、時に臨んで令を授くるには必ずず道理を講じ、婦女を選びて偽嬪妃となすには必ずず道理を講じ、羣賊を驅使して極苦至難の役をなさしむるには必ずず道理を講じ、逃ぐる者、日ごとに多ければ必ずず道理を講じ、まさに搜擄せんと欲すれば必ずず道理を講じ、人に逼りて貢獻せしむるには必ずず道理を講ず。之を總ぶるに、賊の道理を講ずるとは衆を集めて論話するを云うに過ぎざるのみ。」(賊情彙纂 九 「資料」Ⅲ 二六六ページ)

というように、何事にもあれ大衆を動かすにあたっては、大衆をあつめて思想教育を行なうのがふつうであった。「講道理、擺事實」(道理を講いて事實をならべる)は、文化大革命當初のスローガンのひとつでもあったが、太平天国もまた、大衆を立ち上らせるために、かれらひとりに「道理を講じ」て、その意識の變革を迫らなければならなかったのである。太平天国がこのし数多い文書、天父エホバのおつげ、天王詔旨・檄文・詩歌などはいずれもこのような大衆にたいする思想教育の材料として用いられたものであった。

註

- (1) 太平天国は「天條書」のほかにも「定營規條十條」(「資料」Ⅰ 一五五ページ)をもっていて、行軍のさいの行動を規定しているが、このなかにも、「五、要らず男營女營を分つ。授受、相親しむを得ず」と規定している。また、行營規矩(同上書一五六ページ)は、紅軍の三大規律、八項注意に當るものである。
 - (2) 賊情彙纂五 附技藝「此外、則ち聲色二技あり。聲は則ち萬人「妖を殺せ」と大呼するなり。色は則ち衣巾旗幟、一片の紅と黄、以て我が兵の耳目を亂すべし」という。(「資料」Ⅲ 一五九ページ)
 - (3) 戴逸「中國近代史稿」第一卷 一五八ページ
 - (4) 賊情彙纂一一 「資料」Ⅲ 三〇三ページ
 - (5) 賊情彙纂九 「資料」Ⅲ 二二六ページ
- なお太平天国の思想教育を論じたものに陳景磐「太平天国的教育」(湖北人民出版社、一九五八)がある。また太平天国の禁慾主義を毛澤東思想との關係で論じたものには、山口一郎「太平天国革命と毛澤東思想——とくにその禁慾主義について——」(現代中國思想史所收)がある。

むすび

リンドレーは、「中國人は、強い奇妙な特性の持主で、けっしてキリスト教を教わろうとはしない。中國人がキリスト教徒になるとすれば、必らず、太平天国の人びとがキリスト教徒になるときに示したと同じやり方であるであろう。すなわち『聖書』を彼ら自身の読み方によって、これを作りたもうた神に彼らに注ぎこむのを適當と思わすように、だが外國の教説や解釋を踏襲しないことはたしかである」とのべている。たしかにかれらは「彼ら自身の読み方によって」聖書を読み、キリスト教のなかにかれらの生命をそそぎこんだ。それは「特異なるキリスト教」であつて、そのことが、新たな神權の樹立であつたことは否定できない。だが、ヨーロッパにおける王權神授説が、教會からの奪權を意味したように、かれらの神は、現實の世界を支配する皇帝權とその皇帝權を支えるさまざまな神々から人間の手に世界を奪權するために創造せられた神であつた。かれらは天父エホバにおいて人間のあらゆる可能性をみた。人と人との鬭いは、神と妖との鬭いに投影されて妖にあえぐ人びとの革命への使命感をかきたてた。神はかれらに何もものもおそれぬ宗教的信念とピュリタンの道徳感情を與えたのである。

このような妖との鬭いに加わつてゆくものとして姉妹たちは、もはや差別の對象ではありえない。また性愛の對象でもありえなかつた。男と女とは、それぞれに神に直結し、妖との鬭いに連帶して、それにもつとも有效な方式で組織された。だが、そのことは、中國の封建社會がもつていた差別構造と、それに見あうところの封建倫理に眞向から挑戦するものとなつた。壬子（一八五二）十二月、武昌において「講道理」が行なわれたとき、生員馬姓なるものがすすみ出て「賊」を罵つた。

「試みに問う、自ら人有れば即ち五倫あり。爾の賊頭は、群醜において皆兄弟を稱す。是れ君臣を無みするなり。父子も亦た兄弟と稱し、姑嬢も亦た姉妹と稱す。是れ父子を無みするなり。男女、館を分ち見面するを准さず、是れ夫婦を無みするなり。朋友弟兄離散す、是れ朋友兄弟を無みするなり。五倫、俱に絶つと謂うべし。即ち爾の述ぶる所に依れば、亦

た只だ兄弟の一倫あるのみ。況や親兄弟を捨てて認めず、別に他人を呼びて兄弟となすをや。此の如きの悖謬、是れ眞に無用の狂賊なり。」(賊情彙纂十二「資料」III 三二二ページ)

曾國藩が「討粵匪檄」において「開闢以來の名教の奇變」と稱したのは、まさにこのような挑戦にたいする事態の重大性を認識すればこそであった。ジャック・ベルデンは「家族は國家權力への忠誠を訓練する練兵場であった。家父長は、家族のなかの絶對的な君主であった。女子の男子への、息子の父親への從屬は、當然、農民の郷紳への、小作人の地主への、地主の國家への從屬者としてあらわれた」とのべている。太平天国は、清朝の國家權力をゆるがす物質的エネルギーであつただけではなく、一時的にもせよ、國家の練兵場である「家」を解體し、男と女の共同體を創出することによって、清朝國家權力を支える精神的基盤をゆりうごかす巨大なエネルギーとなつた。「天朝田畝制度」のもとではもはや過去の家父長家族の復活はなかつたはずである。大同社會をめざし「社會的ピラミッドの全構造の顛覆」とかかわりあうことによつてのみ、女たちは、家と男から解放されたのであつた。

だが、太平天国における、世界史上かつてその例をみない所の婦人解放の實踐は、理論としてはまったく結實することがなかつた。太平天国の指導者たちが、傳統的な王朝體制のなかにのめりこみ、多くの側妻たちにかこまれながら、のこした太平天国の文書のなかには、封建的な男女のモラルが、そのままの文字で生きている。それこそが「勳章に目のくらんだ男」たちによる知的獨占の結果なのであろうが、文字すら知らず無名に生きた太平天国の女たちによるこびやかなしみをわれわれは何によつて知ればよいのであろうか。女性史研究の困難を感じるばかりである。

註

(1) 范文瀾は「中國近代史」のなかで「このように徹底した婦女解放運動は、ロシアの十月革命以前には、世界の歴史上、未曾有のもので

あつて、實に人類の最もかがやかしい、もっとも先進的な行動である。」(同書一三五ページ)とのべている。